

研究ノート 2001年中国「修正婚姻法」の新聞報道

廣 重 聖佐子

I. はじめに

中国国内では2001年に多くの新しい法律が制定された。その中に母子の健康と保護とを目的とした「中華人民共和国母嬰保健法」が1995年6月1日より施行されたのに続き、2001年6月20日に「中華人民共和国母嬰保健法実施弁法」が公布され同日施行された。

また、1980年代から推進されてきたいわゆる「一人っ子政策」が今まで各行政区の条例であったものが、「中華人民共和国人口与計画生育法」がいよいよ法制化され、2001年12月29日に公布、翌年2002年9月1日より施行されることとなった。

前者2つの法律は後者と密接に関係がある。前者は母親と子供の権利と義務を明確にするもので、その内容は結婚前の健康診断と出産調節についての指導や教育についてである。「実施弁法」はそれを実際に行うための法律で、実施委員の資格や罰則事項について明記されている。この3つの法律は、婚姻と大きく関わりがある。

本稿ではこの2001年4月28日に公布同日施行された「中華人民共和国婚姻法」についての研究ノートとする。基本的にこの研究ノートは法律的なものというよりも、婚姻法改正の社会的背景や、婚姻法改正をマスコミがどのように受けとめているのか、新聞の論調を社会的視点から取り上げる。本稿では、その研究ノートの対象として購読量の多い新聞を中心題材とする。

II. 中国の婚姻法の沿革

中華人民共和国建国後1950年に制定された婚姻法は、新国家成立に

より封建的な婚姻であった売買婚、請負婚、童養媳（息子の嫁として幼女のときから金銭で買い取る婚姻）を排除し、それまで否定されてきた寡婦の再婚の自由を認めた婚姻制度の一大革命といわれている。

次の1980年9月10日公布1981年1月1日に施行された改正婚姻法では、「一人っ子政策」に象徴される人口抑制の達成のために、結婚年齢がそれまでの男20歳女18歳より、男22歳女20歳に引き上げられた。

年々増加する離婚に対しては離婚の基準を定めている。そして、注目すべきはこの時に初めて「非婚生子」という非嫡出子が中国の法律上に明記されたことである。戸籍法に相当する「戸籍登記条例」（1958年1月9日公布同日施行）第19条に認知という事由による戸籍変更の規定があるが、認知及び非嫡出子そのものの条項は同法には見られない。

そして今回の改正では、80年婚姻法が全5章37条であったのに対し、全6章51条と大幅に内容が増えている。以下その特徴を分析する。

Ⅲ. 婚姻法の特徴

（1）婚姻における禁止条項の内容変化

中国の婚姻の届け出は日本とは異なる。両国とも婚姻は本人の自由意志によるものであるが中国では規定に適合する場合に婚姻登録が行われ、婚姻証が交付される。その禁止事項の中から「ハンセン氏病の治癒していない患者」という特定の疾病規定を「医学上結婚すべきでない認められる疾病の患者」と不特定な疾病に改めた。これは、近年世界中で問題になっているHIV感染など多くの感染症を示していると思われる。このように法律上婚姻を禁止されている疾病が結婚前の検診で発見された事例を『中国青年報』は2002年8月8日付で紹介している。

新華社北京電によると衛生部の関係者の話として、結婚前の検診中に異常が発見されたときは個人の意思の尊重と事情を考慮することを前提にする。結婚前の検診で生涯完治しない伝染病、発病期でない伝染病の患者或は病原菌をもっている受検者に対し

て、担当の医師が診断結果を伝えるときには、受検者に病状の説明をするとともに予防、治療、その他の医学的措置について提言をする。もし受検者が婚姻を希望するのならば受検者の意見を尊重する。中略

もしも男女双方が検診で、医師がそのどちらかが HIV 感染者であることがわかった場合は、双方に婚姻を見合わせるよう提言をする。それでも、もしまだ感染していない方がこの事実を知っても受検者双方が結婚を希望したら、医師は感染予防の措置をとる。

この報道は当事者の意思を反映したものとして紹介されているが、中国全土で全て同様に処理されるのかは定かではない。

これと同時に禁止事項が大幅に加えられた。

第一章総則第三条に、配偶者のあるものの第三者との同棲禁止と、家庭内での暴力を禁止するという内容が加えられた。前者は重婚と一夫一婦制に反する婚姻破綻を招きかねないものとして禁止されている。この問題は後の離婚の部分で説明をする。後者は日本でも 2001 年 10 月に施行されたいわゆる「DV 法」のことである。この暴力の範疇は、殴打、身体を拘束する、残忍な行為、強制的に自由を制限する或はその他の手段を持って心身に被害をもたらす行為であり、これが日常的に継続されれば家庭内の暴力が虐待へとエスカレートするのは必至である。この条項に対して、『中国青年報』2001 年 4 月 23 日付の婚姻法に関する報道では家庭内暴力の禁止を規定したことを評価しつつも、防止や保護をふまえたより一層の具体的な規定の必要性を指摘している。

(2) 事実婚の処理

事実婚は結婚の儀式を行っても婚姻登記を行っていない状態のことを示すもので、単に「非法同居」と呼ばれている同棲とは意味合いが異なる。婚姻登記を行わなければ法的な婚姻関係は成立しないので、登記を

行って一旦法的婚姻を完了した後にはじめて離婚の請求ができる。1950年の法律でも婚姻の登記は定められているし、早く登記をするように呼びかけているが、登記には様々な費用がかかるためにそれを行わない者もいる。第二章結婚第八条では「結婚の登記を行っていない者は、登記をするように」と明記された。これは法律の中で事実婚の存在が初めて認定された例である。

(3) 婚姻無効と取消し

第二章結婚第十条に「以下の状況が一つでもあったとき婚姻は無効とする。」とその内容を規定している。

- (一) 重婚者
- (二) 結婚が禁止されている親族
- (三) 結婚前に医学上結婚すべきでない疾病を患い、結婚後もまだ治癒していない者
- (四) 法律で定める年齢に達していない者

同法第十一条

脅迫により結婚し、脅迫を受けた者は結婚登記機関或は、人民法院に婚姻取消しを請求することができる。脅迫を受けた方が婚姻の無効を請求するときは、婚姻登記の日より1年以内にしなければならない。非合法に身体自由を拘束された当事者は、婚姻無効を請求することができ、その身体自由を回復してから1年以内とする。

同第十二条

無効或は取消しとなった婚姻は、全て無効とする。当事者は夫婦の権利と義務はない。同居期間に得た財産は、当事者が協議して処理するものとする。協議が不成立のときは、人民法院により過失の無い方を配慮する原則に基き判決する。重婚により婚姻無効となった財産処理に関して、合法的に婚姻している者の財産権利を侵害し

てはならない。当事者間で生まれた子供は、本法の父母子に関する規定を適用する。

これらの条項は、近年新聞報道でも見られる誘拐されて結婚させられた被害者は婚姻無効或は取消しの請求ができることを認めたものである。これは、被害者を保護し救済する権利を保障するものである。また重婚者の配偶者は合法的な婚姻関係にあるので、それを保護して責任を負わないとしているところが特徴的である。

(4) 婚姻中の財産制

第三章家庭関係で夫婦間の財産について次のような規定がある。

同法第十七条

夫婦が婚姻関係継続中に得た以下の財産は夫婦共有とする。

- (一) 給与、賞与
- (二) 生産、経営による収益
- (三) 知的財産による収益
- (四) 相続或は贈与により得た財産、ただし、本法第十八条第三項の規定は除く
- (五) その他共同所有に帰すべき財産

夫婦の共同所有の財産は、平等に処理する権利を有する。

同第十八条

- (一) どちらかの結婚前の財産
- (二) どちらかが身体に傷害を被ったことにより得た医療費、障害者手当てなどの福祉の費用
- (三) 遺産相続或は贈与、契約のなかで確定した夫或は妻のどちらかに帰すべき財産
- (四) どちらか一方が専ら用いる生活用品

(五) その他どちらかに帰すべき財産

同第十九条

夫婦は婚姻関係継続中に得た財産及び婚姻以前の財産を各々所有し、共同所有にしたり、或は一部を各自所有したり、一部を共同所有することができる。これを契約により定めることができ、その契約は書面形式とする。契約が無かったり、不明確である場合は本法の第十七条、第十八条を適用する。

夫婦が婚姻関係継続中に得た財産及び結婚前の財産に関する契約は双方ともにその制約を受ける。

夫婦が婚姻関係継続中に得た財産は、各自の所有に帰し、夫或は妻の一方が外部に対して負った債務は、第三者が知るところの契約により、夫或は妻のどちらかが所有する財産で返済しなければならない。

特に結婚前の財産については公正証書を作成しておくのが有効であるが、それにはどうも抵抗感があるようだ。2000年12月7日付香港の新聞『大公報』には北京市民の結婚前の財産の公正証書に対し抵抗感のある既婚者と、「新人類」と称する若い世代とでは意見の相違が見られる。

北京では、結婚を控えた人たちの財産の公正証書の申請が増加してきている。しかし、それを既婚者が実際それを行うときには「したい」と「する」とは必ずしも一致するものではないことに気付く。「新人類」を自称する若い世代は「結婚前の財産の公正証書の作成は必要である」と主張している。多くの人はこのことが夫婦間の離婚の隠れた問題であると認識している。ある女性はこう言っている。「家庭は株式会社のようなものです。ただ株式に参入するのは金銭だけではなく、責任、感情、忍耐など多くのものが入ってくるんです」。この女性は夫婦二人の収入を多いときには

生活習慣に従って「各々」が、少なければ「一緒に」と処理している。これは、夫婦として当然のことである。またある男性はこう言っている。「共同財産が心をひとつにするものではないが、財産を分割してしまっても心は離れていないといえるものなんですか」。この男性の意見は実際の結婚生活を大いに反映していて、結婚前は経済的には豊かとはいえず、結婚後は毎月の給与で生活をしていて、結婚前の財産の公正証書の作成は考えも及ばないことである。

反対者は、ひとつの収入源だけで生活している普通な家庭では、財産価値のあるものと無いものとを分けることは問題を生じることになるだけではない。最も重要なのは夫婦間に生じる溝で、このことにより密かに離婚や相手への不信感が芽生えることであるとしている。中略

また 2000 年 12 月 11 日の『中国青年報』には、10 年間天津公正処に勤務している女性が記者の取材に答えるという形式で、財産の公正証書の作成を勧めている。実際問題を考えるに、全ての夫婦に公正証書を作成するだけの財産があり、その必要を認めない場合もある。しかし、近年の離婚増加にともない夫婦間の財産分与を円滑に処理するために、これは当事者にとって有効な方法であるといえる。

(5) 非婚生子の扶養

第三章家族関係第一章二十五条では「婚姻によらずに出生した子に対して、婚姻により出生した子と同等の権利を有し、何人もこれに危害を加え、またこれを差別することはできない。直接扶養しない子の父或は母は、子が独立して生活できるまで、子の必要とする生活費及び教育費を負担しなければならない」とある。今回旧法第十九条では「婚姻によらずに出生した子の父」とされていたが、今回「直接扶養しない子の父或は母は」と子の扶養義務を負う対象者を拡大した。また旧法で「子の

必要とする生活費及び教育費の一部または、全部を負担しなければならない」とあったのが、「一部または、全部」という部分が削除されている。

この非婚生子のなかには、前述の婚姻無効或は婚姻取消しになった際に出生した子も含まれている。また事実婚、同棲により出生した子も含まれている。この直接扶養しない者に扶養義務が生じるという条項は、特に台湾の新聞で大きく取り上げられた。これは、後章でとりあげる。

(6) 離婚条件およびそれにとりあう処理

第四章離婚に離婚判決を下す基準が示されている。

同章第三十二条に「以下の状況が一つでもあれば、離婚の許可を与える」とある。

- (一) 重婚或は配偶者のあるものが第三者と同居している場合
- (二) 家庭内暴力或は虐待をした者、家族を遺棄した場合
- (三) 賭博、薬物常用者など悪習慣を長年にわたり改めない場合
- (四) 感情的に合わず、満二年別居している場合
- (五) その他夫婦間に感情の亀裂が生じるに至った場合。

一方が失踪宣告を受け、もう一方が離婚訴訟をおこした場合は離婚の許可を与える。

同章第三十四条に夫からの離婚の申し出を制限する条項が付け加えられた。旧法第二十七条では「女の妊娠期間中、或は分娩後一年以内である場合男から離婚を求めてはならない」とされていた。今回同章第三十四条で「妊娠中止後6ヶ月内」という条件が付け加えられたことは、先述の「中華人民共和国母嬰保健法」による母子の健康を考慮しそれが反映されたものと考えられる。

同章第三十八条に離婚後の義務と権利について、以下のように規定している。

離婚後直接子を扶養しない父或は母は、子に面会する権利を有

し、もう一方はそれに協力する義務がある。

面会を行う方式、時間は当事者の協議によるものとする。協議が成立しない場合は人民法院で判決する。

父或は母が子に面会することが子の心身の健康上不利であるとされた場合、人民法院はその面会権を中止することができる。中止の事由が消失した後に面会権を回復する。

この離婚後の面会権は、離婚当事者だけではなく両親の離婚により影響を被った子に配慮を示すとともに、直接扶養していないどちらか一方の義務感をも促すものであり、結果的には子に対し経済的、精神的に大いに有益であるといえよう。同時に危惧されるのは経済的に困難に陥ったり、病気や失業などにより収入が得られないなど、どうしてもその義務が履行出来なくなったときに、それを理由に面会を拒否される可能性である。本来男女双方と子にとって有益であるこの条項が、両親の離婚を余儀なくされた子に対してかえって精神的苦痛を与えかねない。また面会権の中止事項は、離婚原因が家庭内暴力の場合には、その被害者と子の保護、安全において必要不可欠な条項である。

同第三十九条に離婚時の共有財産についての条項がある。

離婚の際に、夫婦の共有財産は双方が協議して処理する。協議が成立しない場合は、人民法院が財産の具体的状況により、子と女の方の利益を配慮する原則に基いて判決する。

夫或は妻が家庭において土地を受け継ぎ経営して得た利益は法によってそれを保護する。

前段は旧法と同様であるが、後段は農村女性の権利に留意したものである。2001年4月25日の『法制日報』にも農村女性は、離婚すると大部分は実家に帰ることにより土地の使用権を失い、生活に支障をきたすとの指摘がある。これは就業機会が少ない農村女性にとって大きな助けと

なる。

同第三十三条に軍人の離婚に関する条項がある。

現役軍人の配偶者が離婚を申し立てるときは、軍人の同意を得なければならない。ただし、軍人に重大な過失がある場合はこの限りではない。

以前より、離婚請求に対して軍人の同意を必要とするこの条項は離婚の自由の原則に抵触し、軍人でない方の配偶者が不利益を被るとの懸念がある。このことに関して2001年3月5日の『中国青年報』では、離婚請求に軍人の同意が必要なのは、「刑法第二百五十九条」「国防法第五十九条」にその規定が作られただけでなく、旧婚姻法のこの条項は必ずしも「軍人が離婚に同意しなければ絶対に離婚判決が出ない」ということではないし、これは立案者の本意に沿うものではない。離婚を認めるかどうかの基準はあくまでも第三十二条であって、軍人の離婚訴訟の中で、司法関係者が離婚に同意しない軍人に対して離婚判決を躊躇するのであるならば、軍人側を説得した上で離婚を認めることが出来るとしている。軍人はその任務の性質上中国各地に長期にわたり赴任するため、特別規定があるのはやむをえないのかもしれない。

同第四十条に離婚時における補償についての条項がある。

夫婦は書面契約した婚姻関係継続中に得た財産は各自に帰し、どちらか一方が子の扶養、老人の世話、相手方の仕事に協力するなどの多くの義務を担った場合、離婚時に相手にその補償を請求することが出来、相手方はそれを支払わなければならない。

婚姻継続中の状況においてその責務を多く担った方にその補償をする

ことは、特別配慮を要する家族と同居する際にその看護の必要性が認められたと考えられる。また農業や家族などで運営している商店や小規模の工場など夫婦が協力して行う固定給でない労働に対して正当な評価をするものである。

(7) 賠償責任の規定

第五章の救済措置と法律責任は、全て今回の修正法案で加えられたものである。主な内容は、その婚姻中または離婚により生じた問題の救済措置とその法律責任である。以下その条文をあげる。

第五章第四十三条

家庭内暴力或は家族に虐待があった場合、被害者は居民委員会、村民委員会及び最寄りの機関にそれを中止するよう勧告し、調停を請求する権利がある。

まさに家庭内暴力が行われているとき、被害者は居民委員会、村民委員会にそれを中止するよう勧告を与えてもらう権利と、公安機関にそれを制止してもらう権利がある。

家庭内暴力或は家族に虐待があった場合、被害者は公安機関に治安管理处罰の法律規定により、行政処罰を請求する権利がある。

同章第四十四条

家族を遺棄した者に対し、被害者は居民委員会、村民委員会及び最寄りの機関にそれを中止するよう勧告し、調停を請求する権利がある。

家族を遺棄した者に対し、被害者は人民法院にて法律により、養育費、慰謝料等の支払い判決を請求する権利がある。

同章第四十五条

重婚、家庭内暴力或は家族を虐待したり、家族を遺棄して犯罪を

犯した者は、法律により刑事責任を追及する。被害者は刑事訴訟法の規定により、人民法院に自ら訴えることができる。公安機関は法によって捜査し、人民検察院法によって起訴する。

同章第四十六条

以下の状況の一つが原因となって離婚となったときその責任を負わなかった方は、損害賠償を請求する権利がある。

- (一) 重婚者
- (二) 配偶者のあるものが第三者と同居している場合
- (三) 家庭内暴力の場合
- (四) 虐待、遺棄を家族に行った者

同章第四十七条

離婚に際して、どちらか一方が夫婦共有の財産を隠蔽、移動、転売、損傷したり、或は債務をごまかしたり相手側の財産を意図的に侵害しようとしたときは、夫婦共有の財産を分割するときに隠蔽、移動、転売、損傷したり、或は債務をごまかした方に対して、分割を少なくするか或は分割しないことができる。

同章第四十八条

養育費、慰謝料等の支払い、財産分割、遺産相続、子に対する面会権等の判決或は裁定を拒む者に対しては、人民法院が強制執行する。関係のある個人或は機関はその執行に協力する責任がある。

同章第四十九条

その他法律に婚姻家庭の違法行為と法律責任は別途規定があり、その規定に従う。

今回の修正婚姻法の焦点のひとつにこの離婚の際の賠償請求権があ

る。離婚に至った原因のある方に「重婚」と「第三者との同居」という条項があるが、中国の婚姻の中では二者について特徴がある。「重婚者」とは、すでに配偶者がある者がさらに他の者と結婚することであるが、または夫婦の名義を用いて同居することもある。または、配偶者のある者が6ヶ月以上同居するか、或は子をもうけることもこれに含まれる。新聞紙面で重婚の事例で多く見られるのは、すでに配偶者がいる者が第三者と同居するものである。この第三者の女性と同居することは俗に「包二奶」と称されている。2000年11月6日の『大公報』に以下のようにある。

広州市婦聯は、最近のアンケート結果を発表した。羊城（広州）で「包二奶」（既婚男性が同棲すること）の現象が年々増加している。いわゆる「包二奶」の対象となるのは7割が市外から来た女性である。この三年来夫が重婚している、第三者と同居していたり或は結婚外の性行為があるといった訴えが婦聯にあった。これは年々上昇する勢いで、1998年には168件、1999年には246件、今年1月から9月までに401件と昨年比で43.6%も上昇している。中略

アンケート結果では、大部分の結婚外の性行為は「秘密の友人」との同居である。47.9%の夫の浮気の形態は、「地下」の恋人として、35.8%は「第三者」と友人の身分で同居している。わずか16%が夫婦の名義で公に共同生活をしている。調査をした者の8割は重婚が不法であり、二年以下の懲役であることを知っている。

「二奶」の大多数は文化程度が比較的低く、市外から来た若い者である。その中でも35歳以下は95%を占め、中卒が60%を占める。年上の夫と若い妻との年齢差が最も大きかったのは、40歳以上であった。「二奶」になる者の多くは、早く貧困生活から抜け出したいとか、享楽のためといったことで、愛情のためというの

は僅か 3 分 1 であった。全体の 4 割の「二奶」は現状の維持を望んでいる。

この記事によると広州市で「包二奶」の現象が年々増加していることが窺える。新聞紙面でも広州市がいち早く取り上げられた。なぜこの地域でこういった問題がことさら取り上げられるのか要因としていくつか考えられる。広州市は、香港からの交通の便がよく香港、マカオ、台湾からの商用も多くその地理的条件と人的交流がその背景にある。広東省広州市は、省内に深圳経済特区があるなど経済的にも豊かである。そこに国内からの若い女性労働者のうちから何らかの理由により「二奶」となったとしても何ら不思議ではない。また知合いを頼ってやって来たりブローカーなどの紹介による者もいると容易に推察できる。どちらにしても 1980 年の「婚姻法」で削除された「納妾」制度が現在家庭生活の円満を願う市民と、一夫一婦制度を脅かすこういった退廃的で社会風紀の乱れを恐れている行政側も、共にその対処には手を焼いているのはまことに皮肉なことである。

また、「婚姻法」では離婚理由である「第三者」に対する賠償責任を規定しておらずあくまでも配偶者に対しておこなうものである。もし賠償を求めるのであれば他の法律を以ってそれをおこなうことになる。

IV. 「婚姻法」の修正による波紋

今回の「婚姻法」の修正は、中国国内の新聞紙面に長期にわたり取り上げられてきた。この波紋は既婚者、結婚を間近に控えた当事者や将来結婚するであろう未婚者とそれぞれその対象者は異なるが、ここに興味深い新聞報道を紹介する。

(1) 学生結婚について

中国の「婚姻法」の定める男 22 歳女 20 歳には大学生も年齢的に含まれている。高校を卒業時は男 18、19 歳で大学卒業時に 22 歳になるため、

高校を卒業してすぐに大学に入学した男子学生はあまり関係がない。一方女子学生は、3年次になるとこの問題が生じてくる。

2001年12月17日の『中国青年報』に大学生の結婚禁止には意味がないという意見が掲載されている。

教育部が大学受験の年齢制限と既婚の制限をなくしたので、既婚者の大学受験が可能ならば、大学生も結婚していいのかどうか今年のはじめに大論争となった。最近教育部は、大学生の結婚を認めるかどうかは各大学に任せると表明した。大学生の結婚禁止は教育部の規定によるものなので、これによって実際に教育部の態度は緩やかになったといえる。では大学の態度はどうかという武漢の地元マスコミの取材では、多数の学校は現在在学中の学生は結婚の条件にまだ満たないとみられている。……『武漢晩報』によると武漢大学のある責任者は、大学生はすでに結婚年齢になっているので法律に背かない限りは、結婚申請をしても大学は干渉しないとし、また同時に大学生は学習の好機にあるので「晩婚晩育」を奨励すると述べている。

筆者は武漢大学の態度は、大きな方向性を示し、発展的な表現であると認識する。法律の角度から見れば、大学が学生の結婚を禁止するのは合法ではない。

ある人は結婚禁止の違法性を弁護するためにこう言っている。「教育部が大学生の結婚禁止を明言していないのに結婚したい者は退学しなくてはならない。退学が結婚の自由を実現した。」この種の意見は論理をすりかえた誤りである。大学に入ったことで結婚が許可されないならば、もし結婚したいなら、退学さえすれば「大学生」となる。そして結婚の自由を再び手にしたときは、もうその人は大学生ではないということになる。中略

正確な論理はこうである。結婚の自由と高等教育をうけることは合法的な権利である。結婚の禁止の規定に対して、大学生には

二つの選択肢がある。高等教育を受けるのならば、結婚の自由の権利を放棄しなければならない。もし結婚の自由が欲しいのならば、高等教育を受ける権利を放棄しなければならない、両者のうちどちらかである。またこうも言える。二つの合法的権利はどちらかを剥奪しなければならない。だから大学生の結婚禁止と法律の抵触とは肯定される。中略

2001年12月19日『羊城晚報』に上述の武漢大学以外の大学関係者の結婚に対するの見解を紹介する。

華中科技大学、武漢理工大学： 学生の結婚条件がまだ整っていないので大学としては解禁しないが、年齢の高い学生についてはこの限りではない。

広州の大学： 比較的慎重である。理由は同上であるが、その他の理由として宿舎、休息などの実際上の管理問題と、他の学生に対する影響もあるので学校としては運営上支障をきたす。

北京大学： 大学としてまだ特別この問題を検討してはいない。

ある女性教師は個人的には在学中の結婚は賛成できないと述べてる。

清華大学： 本校ではこの問題に対して以前より具体的処理を行ってきており、在学中の学生結婚は完全に禁止していたわけではない。本校では、海外に行く機会が多いのでビザの問題を考慮して、出国する学生は手続きの数日前に結婚登記を行う。

西都の大学： 賛成ではない。在学中の学生は、学業に専念することが好ましい。

南京大学： 許可しない。もし学生が結婚問題を提起したなら、思いとどまるよう忠告する。学校としては賛成

しない。

蘇州大学： とりあえずは賛成しないが、学生が法律の定める年齢になってから結婚をすればいい。

青島大学、青島海洋大学、青島化工学院、青島建築工程学院：
4 大学とも在校生の結婚問題は特に検討していない。学校としては結婚には反対。

上記の『中国青年報』の後段にこの『羊城晩報』の問題を分析した記述がある。

その現実状況を見るに、現在都市の既婚者はとうの昔に法律の定める結婚許可年齢を遥かに超えている。就職、収入、住居など実際問題制約があり、晩婚晩育はすでに青年男女に広く受け入れられている。しかも、在学中の大学生といわなくても、すでに卒業した大学生も卒業後 2、3 年のうちに結婚するものも多くない。どうしてまだ卒業していない大学生が慌てて結婚しなくてはならないのか。報道によれば、社会では熱心に討論しているが、学生自身はいたって平静で、在学中に結婚の申請をする者は少ない。

大学生が学業に専念するためと、同時に大学の管理圧力を軽減するためにも大学側は確かに晩婚晩育を推進する。しかし現行の法律に抵触する強制規定の問題をおこしてはいけない。禁止することと禁止しないことに大差がないのなら、どうして違法性規定の危険を冒し続けるのだろうか。

また黒龍江省での既婚者の大学受験についての報道が 2001 年 3 月 27 日の『中国青年報』にある。

今日 3 月 26 日は、2001 年大学入試の申し込みの第一日で、黒龍江省の入試課より以下の情報を得た。軍事、公安（武警）、体育、

芸術などの特殊大学と専門大学以外、その他の学校を受験する黒龍江省の受験生は、年齢と結婚の制限を受けない。資格条件にかなっていたら一般大学の受験に参加する資格がある。この措置は中国国内の先駆で、専門家の間では、我国の高等教育と国際趨勢の発展に大きな足跡を残した。

今まで入試部門では、受験生の年齢、結婚の有無について厳格な制限を設けていた。近年入試の度ごとに、各地で受験者の年齢制限を緩和した。去年黒龍江省入試部門ではすでに受験生の年齢制限を 28 歳とし（以前は 27 歳）、同時に職業高校、中等専門学校の卒業生及び社会人の受験を認めたが、（以前は高級中学と呼ばれる全日制普通科高校のみが受験可能だった）結婚の条項についてはずっと譲らなかった。

これらの記述を総括すると、大学生の結婚についての現状としては、学生が在学中に結婚の申請をすることに学校側は難色を示しているが、既婚者が大学受験をして勉強することには寛大な処置がとられているようだ。また、今年の大学受験の報道にもこういった現象がみられる。その理由としては、三点考えられる。第一に近年の社会、経済、科学技術などの目覚ましい進歩と発展に高等教育を受けることが必要不可欠となったことがあげられる。近年の教育改革で高等教育の教員の資質や資格、施設の充実で十分に社会の要望に応えることができるようになった。第二に失業者の再教育のひとつとして大学受験をする者がいる。長引く失業を機に大学であらたに技術や、資格取得することを目的としている。第三に以前の様々な受験条件にあわずに、教育を受ける機会のなかった人たちもその機会が与えられるということである。教育を受ける自由と権利という点から考えればこれは大きな改革であるといえる。

（2）国外の報道

海外にもこの「修正婚姻法」が報道された。シンガポールの『連合早

報』や香港の『大公報』『文匯報』（海外版）は、新華社通信電としてその主な法律内容を伝えていたが、台湾の『聯合報』では、離婚条件のひとつにもなっている「第三者」通称「二奶」の問題が連日討論されている。この問題では、商用で中国に行った夫「台商」と現地の女性「二奶」が同居しているということが大前提となっており、以下その主な内容を紹介する。

（一）台湾の妻側の権利

中国で夫が「包二奶」の背信行為により離婚に至ったときには、その配偶者は中国の法院で夫と相手の女性に対して民事訴訟をおこすことができる。但し「刑法」258条には、配偶者があるのに結婚した者または他人が配偶者を有することを明らかに知りながらこれと婚姻した者は、2年以下の有期懲役または拘役に処するとあるが、同時に刑事事件としての追及はできない。

（2000年10月22日）

（二）中国の子に対する権利

北京仲裁委員会仲裁委員の東吳大学講師張耿銘氏は記者の取材に答えて、中国側の子の権利に関しては、判決の状況によっては子の財産相続の問題を引き起こす可能性があり、おそらく200万台湾元を上限とされるであろう。これは台商にとっては大きな影響があると述べている。（2001年4月29日）

（三）「台商」のこのほかの法律責任

中国で「台商」に重婚の判決が出たら、これは公文書偽造の罪である可能性が高い。婚姻にあたり当事者は、それぞれの戸籍など独身証明を提出しなければならない。もしその証明に既婚の記載があれば当然結婚は許可されないで、これは婚姻法の問題ではなくなってくる。（2001年4月29日）

(四) 私立探偵のインタビュー

ある上海の男性私立探偵は配偶者の不貞調査についてこう答えて、「現在調査依頼の主なケースの 8 割は夫の不貞の証拠をつかみたいと思っている既婚女性である。またそのうち離婚の 80% には第三者が婚姻に介入している」と述べている。

こうした問題と海外の華僑とは大いに関係がある。広東省と江西省にはこうした「二奶」が 10 万以上おり、これらの女性の生活を見てるのは広東と香港、台湾を頻繁に行き来している「台港商人」である。香港当局の統計によると香港と中国人女性との間で生まれた子は 50 万人といわれている。(2001 年 7 月 25 日)

(五) 「二奶」が子供の父親を探す

2002 年 9 月 14 日に、江西省の女性が 7 ヶ月の息子とともに漁船で台湾に密航して子供の父親を捜しに来るという報道があった。

この女性は、2 年前に広州で子供の父親である台湾男性と知り合った。男性には妻子があることを知っていたが、今年初めに男子を出産し、父親と子供の名前をつけたが、中国で結婚の登記をしていないので、子供は出生届を提出していない。この女性が警察に捕まった時にこの台湾男性も駆けつけた。双方とも同意の上 DNA 鑑定をする方向である。

上記の台湾の報道は、中国の婚姻法と「台商」という台湾側当事者にとって身近な問題として取り上げている。1980 年代の改革開放政策により、中国国内には多くの外国人や香港人が駐在するようになった。その後 80 年代後半には、台湾でも中国国内の往来を認めるようになり、その人数の増加にともない中国人女性と台湾男性の結婚も増えていった。こうした正式な婚姻のほかに、外国人や「台港商人」と同居して生活をみてもらう女性が出現した。中国政府も「掃黃」と銘打ってこうした女性

たちの取り締まりを強化したが、根絶には至らない。もともと「二奶」とはこの「非法同居」をしている高級娼婦のことを指していた。後に本人同士的意思による「同居」や「共同生活」をしている女性のことを「二奶」というようになっていった。

またその「二奶」の出生数については多少疑問の余地があるが、どちらにしても大きな社会問題であることには違いない。

V. 結びにかえて

2001年に施行された「婚姻法」の特徴を以上新聞報道を中心に簡略して述べてきた。この「婚姻法」は以前のものに比べて国外で施行されている「DV法」を盛り込んだり、離婚の責任者の賠償事項を加えるなど個人の権利を守るという姿勢が窺える。この中国の「婚姻法」の修正により台湾でも民法の婚姻規定の見直しが始まりつつあり、二人以上の証人による「儀式婚」であったのが「登記婚」への検討を始めた。これが民法改正になるのかはまだ結論には至っていない。しかし、これはある国の法律改正が他の国の関連法律にも影響を及ぼすというよい例であろう。とかく中国の法律はその独自性により、本来の立法の趣旨が誤解を招きかねない。どの国の法律でも、その国の国民にとって有益なものであるべきである。こういった中国国内の一般市民にとって密接に関係のある法律は、比較的早く浸透し、やがては中国人の全体の婚姻に対する基本的な認識となっていく。こうした認識は国外に住む中国人にもメディアを通していち早く伝達され、中国帰国の際には有益な情報となる。日本や諸外国に住む中国人は日々増加しているし、結婚、離婚とも増加している。他国の法律が如何なるものか、その内容を正確に把握するのはなかなか困難であるが、二国間の相互理解によって婚姻関係の継続と解消が円滑におこなわれ、婚姻による誕生のいかにかわらず子供の基本的人権の配慮が望まれるところである。

なお本法は施行より間もないのでその新聞事例には限りがあり、また関連の諸法律の確認もままならなかった。今後の婚姻問題の推移に注目

してゆきたい。

参考文献

(1) 中国の新聞

『人民日報』

『中国青年報』

『光明日報』

『法制日報』

(2) 香港の新聞

『大公報』

『文匯報（海外版）』

(3) 台湾の新聞

『聯合報』

(4) その他

『名古屋大学法制論文集』144. 1992年10月「中国における非婚生子の法的位置とその構造（一）」陳宇澄著

『現行中華人民共和國六法』法務大臣官房司法部職員監修
中国総合研究所 編集委員会編集 ぎょうせい